

長野県“施設特定型”ネーミングライツ・パートナー募集要項

長野県では、以下の施設におけるネーミングライツ・パートナーを募集します。

本要項は、県が選定した施設のネーミングライツ・パートナーの募集を行う「施設特定型」について必要な事項を定めるものです。

【対象施設一覧】

番号	施設名、所在地、ホームページURL※ ¹	希望金額※ ² （年額） 希望期間※ ³
①	県営飯田野球場 長野県飯田市三日市場1986 (https://www.city.iida.lg.jp/site/sports/yakyujyo-map.html)	120万円 5年

※¹：施設の概要はこのURL及び県ホームページに掲載の施設概要をご覧ください。

※²：提示額は県としての希望額ですので、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

また、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含みます。

※³：期間終了後、引き続き協定の継続を希望する場合には、優先交渉権があります。

【全施設共通項目】

1 愛称の付与の範囲

- (1) 施設の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。県民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）としてください。
- (2) 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称の変更はできません。また、新名称（愛称）が定着するまで（概ね1年を予定しています。）、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

2 費用負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

3 応募資格

「長野県ネーミングライツ・パートナー応募資格要綱」に定める者とします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/naminglights/documents/shikakuyoko.pdf>

なお、応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能ですが、県から広告代理店あてに手数料等係る経費の一切についてお支払いしません。

4 申込手続き

(1) 申込方法

(3)に掲げる提出書類を、申込期間中に持参又は郵便書留により郵送してください。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出書類

- ア ネーミングライツ申込書【様式1】
- イ 応募資格についての確約書【様式2】
- ウ 地域貢献や文化活動等に対する支援実績及び今後の計画等【様式3】
- エ 印鑑証明書
- オ 会社概要及び直近3ヵ年の決算報告
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- キ 都道府県税の納税証明書（都道府県税事務所長発行）
- ク 法令等遵守に関する取組状況（任意様式）

申請内容等に関する協議は、必要に応じ適宜行わせていただきます。

(4) 申込期間

令和 7 年（2025 年） 7 月 15 日（火） から

令和 7 年（2025 年） 9 月 16 日（火） 午後 5 時まで

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(5) 申込先

〒380-8570 （住所の記載は不要です）

長野県総務部財産活用課 財産企画係（長野県庁 2 階）

(6) 質問の受付

ア 質問方法

質問票【様式 4】により電子メール又はファクシミリで下記問い合わせ先までお送りください。

なお、電子メールでの御質問の際には、法人名・担当者名を明記した返信先を必ず記載してください。 回答は、電話、電子メール又はファクシミリで行います。

イ 質問期間

令和 7 年（2025 年） 7 月 15 日（火） から

令和 7 年（2025 年） 8 月 29 日（金） 午後 5 時まで

ウ 回答方法

回答は、電話、電子メール又はファクシミリで質問者様へ直接御回答いたします。

(7) 留意事項

ア 申込に係る必要な経費は全額提案（申込）者の負担とさせていただきます。

イ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

また、長野県情報公開条例に基づき開示することがあります。

5 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 選定委員会の設置

施設ごとに選定委員会を設置して優先交渉者※を決定します。

※優先交渉者・・・応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ県も有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して県が協定に係る交渉をする者をいう。

(2) 優先交渉者の選定基準

優先交渉者の選定に当たっての選定基準は以下の表のとおりとし、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。応募者が 1 者のみの場合も、選定委員会において県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。

なお、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合は、優先交渉者を選定しないことがあります。

審査区分	審査項目（審査書類等）	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取組への熱意 （募集要項様式3「地域貢献等に対する支援実績等」）	20
	法令等遵守 （企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	応募金額	40
	期間（他の応募者の期間との比較）	10
合計点数		100

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

県は、優先交渉者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、法人名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について公表します。

なお、優先交渉者に選ばれなかった応募については企業名等の公表はしません。

6 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、県とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

7 命名権料の使途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

8 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、県は協定を解除できることとします。

9 ネーミングライツ・パートナーの公表及び新名称（愛称）の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について、マスコミ等に公表するとともに、ホームページや広告印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。

10 その他

本要項に規定する命名権に類するもので、本要項により難しいと判断されるものについての取り扱いは、別に定めることとします。

【施設特有の項目】

① 県営飯田野球場

1 募集目的

本施設への愛称付与等を通じて、県の自主財源を確保するとともに、住民にスポーツの場を提供することによる住民福祉の増進への寄与、当該施設における県民サービス向上等に資することを目的とします。

2 募集概要

(1) ネーミングライツ・パートナー特典

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

(特典の例)

区 分	内 容
展示・広告スペースの設置	ネーミングライツ・パートナーの商品等を展示するPRコーナーを施設内に設置する。 (展示物(展示ケース)等は、ネーミングライツ・パートナーの負担)
愛称・施設写真のパンフレット等への掲載	愛称及び施設写真をネーミングライツ・パートナーの作成するパンフレット等へ掲載する。(掲載費用はネーミングライツ・パートナーの負担)

【お問い合わせ先】

長野県総務部財産活用課

電話：026-235-7083（直通）

ファクシミリ：026-235-7474

電子メール：zaikatsu@pref.nagano.lg.jp